

# 特記仕様書

## I 修繕概要

- 1 件名 盛岡市立病院 3階南側屋上防水修繕
- 2 履行場所 盛岡市本宮五丁目 15番1号
- 3 主要用途 病院
- 4 修繕の概要
  - ・本館 3階南側の一部（X12～X14, Y3～Y4間）の屋上防水修繕を行う
  - ・現状は、施設建設時に施工したアスファルト防水（露出防水絶縁工法 バリキャップ仕上げ）の仕上げ材バリキャップの周囲が捲りあがり、積雪融解時の滞留水が階下天井の特定部位に伝っている
  - ・平時、立上り、トップライト廻り等の改修工法は、
    - 改質アスファルト系塗膜防水  
（㈱イーテック ハルスターコート RZ-30TS 工法程度）
    - 改質アスファルトシート防水+改質アスファルト系塗膜防水併用  
（田島ルーフィング㈱ ポリマリット PST-20LC 工法程度）  
（田島ルーフィング㈱ アスクール PQ-160 工法程度）
  - または、同等以上の防水改修工法から選択するものとする
  - ・既存アルミ笠木目地、壁際水切り上端、トップライト廻り（2段）等、改修範囲内のシーリング打替え
  - ・その他関連する必要となる作業

## II 修繕仕様

### 1 共通仕様

この修繕は、図面、特記仕様書によるほか、公共建築工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、以下「標準仕様書」という）及び盛岡市建築工事等基準仕様書（以下「基準仕様書」という）による。

なお、本特記仕様書等及び引用する仕様書・様式等において、“工事”とあるものは“修繕”と読み替えることとする。

### 2 特記仕様

#### 1) 一般共通事項

##### 1. 適用基準等

公共建築工事標準仕様書（建築工事編）

公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）

建築工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）

工事写真の撮り方（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）

他

2. 発生材の処理

適正に処理すること。

3. 施工条件

施工時期・時間の制限 関係者と調整の上決定する。

工事用車両の駐車場所 協議の上決定する。

資機材置場 協議の上決定する。

4. 安全対策

工事着手後、原則として作業員全員参加により、必要に応じ安全訓練を実施すること。  
また、TBM、KY活動など、随時行うこと。

5. 事故報告

工事の施工中に事故が発生した場合は、直ちに監督職員に報告するとともに、事故報告書を指定する期日までに監督職員に提出すること。

6. 建築材料等

- ・本工事に使用する材料等のうち、特定のもものが特記された場合は、設計図書に規定するもの又はこれらと同等のものとする。ただし、同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受けること。
- ・主要材料は可能な限り県産品を使用するとともに、建設資材は市内販売業者から調達するよう努めること。また、下請業者は市内業者に発注するよう努めること。
- ・本工事に使用する材料は、揮発性有機化合物等（VOC、VOC等）の発生の少ないもの又は放散量の少ないものの使用に務めること。

7. 技能士

各種工事の施工にあつては、技能士の資格を有する者とする。

8. 主な提出書類

○請負契約に定められている主な提出書類

《契約後》工事工程表届、現場代理人通知書

《工事中》下請届、施工計画書届、各種協議書等

《完成後》工事完成届、工事完成引渡書

○関係法令、標準仕様書、基準仕様書等に定められている主な提出書類

《契約後》工事着手届、施工計画書、工事関係担当者通知書

《工事中》部分施工協力業者届

《完成後》各種検査報告書等

なお、軽微なものについては、監督員の了解を得て省略できるものとする。

(以降、10～11同様とする。)

9. 工事施工上必要な図書

基準仕様書別表1の工事施工上必要な図書等のうち、下記の図書を必要に応じ作成し監督員の承諾を得る。

実施工程表、週間工程表(2週程度)、総合施工計画書、工種別施工計画書、施工図又は機器類承認図、工事材料検査記録、工事週報、工事打合書、工事写真他

10. 工事完成時に提出する図書等

基準仕様書別表 2 の工事完成図書等のうち、下記の図書を提出する。

工事施工上必要な図書等（上記 10）、出荷証明書、打合せ確認書（写）

11. 工事写真（施工記録写真及び完成写真）

サイズ等 サービス版カラー

撮影個所 改修部分について、施工前、施工中及び完成後の状態を撮影する。

提出部数 1 部

提出様式 工事用ポケットアルバム A4 版程度

2) その他特記事項

- ・本工事は、運営中の病院内で行う工事であることから、来院者、病院関係者等の安全を最優先とし、充分配慮すること。
- ・工事エリア・資材置き場等は、来院者等との交錯を避けること。やむを得ない場合は最小限の範囲を仮囲い等で区画すること。
- ・騒音・粉塵・異臭等の発生する作業は避けること。
- ・音の出る作業、危険を伴う作業等は事前に通知し、作業時間帯に配慮すること。
- ・改修工程は、選択または承認した工法のメーカー標準仕様を基本とするが、設計内訳書の既存防水層表面処理、下地調整等の程度・材料仕様等は、それぞれの工法の仕様水準に読み替えるものとする。
- ・特記ない事項又は疑義を生じた場合は、協議のうえ決定するものとする。